

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

1 日時

平成 24 年 8 月 1 日（水曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 14 時 7 分散会

（休憩 10：44～10：46、10：47～10：52、10：54～10：54、11：59～11：59、
11：59～13：03、13：07～13：08、13：21～13：22、14：05～14：05、
14：06～14：06）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、樋下正信委員、
神崎浩之委員、関根敏伸委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

葛西担当書記、菊地担当書記、千田併任書記、菊池併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、津軽石環境生活企画室特命参事、
伊勢環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
玉懸環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、
小野寺自然保護課総括課長、千葉青少年・男女共同参画課総括課長、
小向県民くらしの安全課総括課長、岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

(2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
菅原医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、岡村地域福祉課総括課長、
鈴木長寿社会課総括課長、千田障がい保健福祉課総括課長、
菅野児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

0人

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の変更について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第4号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

イ 受理番号第37号 岩手県民の命と暮らしを守るための請願

ウ 受理番号第39号 放射能汚染対策を求める請願

(継続調査)

ア 岩手県における2009(平成21)年の二酸化炭素排出量について

イ 岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更について

- (4) 保健福祉部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第46号 医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願

イ 受理番号第47号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、7月31日付で議長において、商工文教委員会から当委員会に所属変更されました渡辺幸貫委員、佐々木博委員及び高橋但馬委員を御紹介申し上げます。渡辺幸貫委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○渡辺幸貫委員 もとより浅学非才でございますが、よろしく願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 次に、佐々木博委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○佐々木博委員 商工文教委員会からトレードされて参りました。環境福祉委員会は初めてでありまして、全くの初心者でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○喜多正敏委員長 次に、高橋但馬委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○高橋但馬委員 商工文教委員会より異動してまいりました高橋但馬です。どうぞよろしく願いいたします。

○喜多正敏委員長 次に、委員席の変更についてお諮りいたします。今回の委員会の所属変更に伴い、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、副委員長の互選を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより副委員長の互選を行います。お諮りいたします。副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、当職において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

環境福祉委員会副委員長に高橋但馬君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当職において指名した高橋但馬君を環境福祉委員会副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高橋但馬君が環境福祉委員会副委員長に当選されました。

ただいま当選されました高橋但馬君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

高橋但馬副委員長、御挨拶をお願いします。

○高橋但馬副委員長 ただいま皆様方の御推挙により環境福祉委員会副委員長となりました高橋但馬であります。委員長をしっかりと補佐し、円滑かつ公平な委員会運営を目指し頑張りたいと思いますので、皆様方の御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

○喜多正敏委員長 次に、本日の日程であります。受理番号第4号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願及び受理番号第39号放射能汚染対策を求める請願については、当環境福祉委員会のほか総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、総務委員会との協議が必要

となる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので御了承願います。

また、受理番号第 37 号岩手県民の命と暮らしを守るための請願については、ただいま申し上げた 2 件の請願と関連がありますので、あわせて審査を行うこととしたいと考えますので、御了承願います。

それでは、受理番号第 4 号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、受理番号第 37 号岩手県民の命と暮らしを守るための請願及び受理番号第 39 号放射能汚染対策を求める請願、以上 3 件は関連がありますので一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、受理番号第 4 号については、請願項目のうち 1 (2)、3 及び 4、受理番号第 37 号については、請願項目のうち 1、受理番号第 39 号については、請願項目のうち 3、4 (1) 及び 4 (2) でありますので、御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元に配付されております環境福祉委員会資料 1 をごらんいただきたいと思います。説明に当たりましては、修正、追加している下線を引いた箇所を中心に説明いたしますが、委員の変更等もございますので、従前の変更がない部分につきましても、概略をあわせて簡潔に説明させていただきます。

まず、1、国のエネルギー政策の動向でございますが、現在のエネルギー基本計画は、震災前の平成 15 年に策定されまして、平成 22 年に改定されておりますが、今回の震災を踏まえ白紙化となっております、平成 23 年 6 月 22 日にエネルギー・環境会議が設置されております。その中で、新たなエネルギー戦略として、革新的エネルギー・環境戦略の策定が進められているところでございます。

(2) のほうでございますが、革新的エネルギー・環境戦略の目指す方向といたしましては、中長期の方向として、原子力依存の低減とそれに伴う新たなエネルギーベストミックスの実現や、分散型のエネルギーシステムへの転換が掲げられておりまして、六つの重要課題を踏まえ、国民的議論のもと、戦略策定していくこととしております。

飛びますけれども、3 ページ目でございますが、先般 6 月 29 日でございますが、新たなエネルギーミックスについて、その選択肢が示されております。表のとおりでございます。原発依存度についてゼロシナリオ、15 シナリオ、20～25 シナリオ、三つのシナリオに基づきまして、それぞれについて試算が出ております。

2 ページのほうに戻りますが、今後のスケジュールでございますが、この選択肢案をもとに、現在全国 11 都市で意見聴取会が開催されているところでございます。この意見聴取会を踏まえて、8 月には革新的エネルギー・環境戦略を決定する予定とされているところでございます。

次に、3 ページ目の原子力発電所の稼働状況等でございますが、7 月 25 日現在、2 基が運転中でございます。関西電力株式会社大飯原発 3、4 号機が再稼働したところでござい

ます。

また、4ページ目でございますが、新たな原子力発電所の規制組織といたしまして、独立性の高いいわゆる3条委員会として原子力規制委員会を設置することとしておりまして、現在委員の人選中でございます。9月までに委員会を発足させる予定となっているところでございます。

次に、5ページ目でございます。原発事故の検証状況について、国会の事故調査委員会と政府の事故調査委員会の報告が出されておりますので、この概要を説明いたします。まず、国会の事故調査委員会ですが、10人の委員から構成されておりまして、平成23年12月19日に第1回目を開催し、延べ20回の委員会が開催され、先般7月5日に最終報告書が取りまとめられております。この報告書におきましては、事故原因の究明や事故の再発防止の観点から、七つの提言が出されております。

提言1でございます。規制当局に対する国会の監視ということで、国会への常設の委員会設置などが提言されております。提言2でございます。政府の危機管理体制の見直しということで、指揮命令系統の一本化の確立など、政府の危機管理体制の抜本的な見直しなどが内容になっております。提言3、被災住民に対する政府の対応ということで、国の負担による医療提供制度の創設などが提言されております。提言4、電気事業者の監視ということで、電気事業者との接触ルールなど、監視ルールの設定などについて提言されております。提言5でございます。新しい規制組織の要件として、高い独立性の確立が提言されております。次に、提言6でございます。原子力法規制の見直しということで、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系への再構築などが提言されております。提言7といたしまして、独立調査委員会の活用ということで、未解明部分の事故原因の究明や、被害の拡大防止などを調査、審議する民間中心の専門家からなる第三者機関の設置が提言されております。

次に、6ページ目でございますが、政府の事故調査委員会でございます。12人の委員及び技術顧問から構成されておりまして、平成23年6月7日に第1回委員会が開催され、延べ13回の委員会が開催されております。この7月23日に最終報告書が取りまとめられております。この報告書におきましては、原子力災害の再発防止と被害軽減の観点から七つの提言が出されているところでございます。

提言1といたしまして、安全対策・防災対策の基本的視点ということで、複合災害を視野に入れた対策の策定などが提言されております。提言2といたしまして、原子力発電の安全対策ということで、事故防止策の構築やシビアアクシデント対策などが提言されております。提言3といたしまして、原子力災害に対応する態勢としまして、原災マニュアルの見直しと原子力災害時の危機管理態勢の再構築などが盛り込まれてございます。提言4といたしまして、被害の防止・軽減策として、情報提供のあり方や住民避難のあり方などが提言されております。提言5として、国際的調和ということで、IAEA基準など国際基準の取り込みについて提言されています。提言6といたしまして、関係機関のあり方と

ということで、独立性、透明性の確保、原子力安全規制機関のあり方などが提言されています。最後の提言7といたしまして、継続的な原因解明・被害調査ということで、未解明事項の調査、事故原因の解明継続などについて提言されているところでございます。

次のページには、原子力発電所の稼働状況の一覧を示しております。以上で説明を終了いたします。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木博委員 では、ちょっと質問させていただきたいというふうに思います。原発の問題については、もちろん昨年3月11日の東日本大震災津波、これが本当に大変大きな問題になっておりますし、今でも風評被害等も含めて、なかなか原状復帰できないと、非常に困った問題になっていると思いますけれども、その一方で、再生可能エネルギーが、非常に注目を浴びているわけでありますが、本県はもともと電力自給率が非常に低いわけでありまして、例えば風力ですとか、地熱だとか、これから今まで以上に再生可能エネルギーに取り組んでいくという方向にはなっているわけでありますが、今県外から電力をもらっているのは75パーセントぐらいでしょうか。そういった状況の中であって、目いっぱいやれば、再生可能エネルギー、あるいは一部ガスタービンなんかを使った、もつともつと今より熱効率のいい火力発電なんかも使える可能性はもちろんあるのだと思いますけれども、本県だけで考えても、再生可能エネルギーだけで、現実やれる見通しというものが立つものかどうか、その辺について御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 再生可能エネルギーにつきましては、ことし3月に県におきまして岩手県地球温暖化対策実行計画を定めております。この中で、再生可能エネルギーによる電力自給率につきましては、現状18.1パーセントで、目標の平成32年度にはほぼ倍の35パーセントというふうな目標を立てているところでございます。

一方、この計画書の中でも触れておりますけれども、推定可能量というふうな形の中で、本県の再生可能エネルギーのポテンシャルについて調査を実施しております。この中では、全国2位のポテンシャルということで、電力だけで230億キロワットアワーのポテンシャルがあるということが載っております。現状ですと90億キロワットアワーぐらいの消費量でございますけれども、ただこれがすべて可能となるというわけではございませんので、現実的な目標として、先ほども申し上げました35パーセントというふうな形でまとめさせていただいたところでございます。以上でございます。

○佐々木博委員 35パーセントというのは、現状の倍ぐらいということですね。日本はポテンシャルは非常に高いというふうに言われております。しかしながら、例えば洋上の風力発電ですと、これは漁業権の問題等も絡まっております。現実にはポテンシャルは高いけれども、そのうち幾ら実行できるかというような問題になりますと、なかなかポテンシャルがどのくらい実行できるか非常に難しいというふうに言われています。あるいはまた、北海道だとか東北地方というのは、内陸、山岳地帯なんかでは、再生可能エネルギーは非常に有望なところはあるのですが、残念ながら人口過疎地域でありまして、電力の送

電の関係の電力線が非常に細い電力線で、この設備投資も非常に大がかりなものが要求されるだろうというふうなことも実は言われております。

ですから、私は考えますけれども、再生可能エネルギーだとか、水力発電は違いますけれども、あるいは火力発電なんかも、恐らく炭素の問題、カーボンがありますので、現実的には原発はだんだん抑制していつて将来的には廃止の方向が望ましいのだというふうに、多分国民的な合意という観点ではそういうことを望んでいる方がかなり多いのだらうというふうに思いますけれども、ただこういうポテンシャルの問題等、現実にはやれるかやれないかという問題という意味では、やはりかなり相当のギャップが現実にあるわけでありまして、その辺のところについてももう少し伺います。

私も実はこの委員会はきょうが初めてで、全く不勉強なものですから、もう少し勉強をさせていただければいいなと思っているところなのですが、それだけで賄うというのはなかなか難しく、おそらく小水力発電だとか、ありとあらゆるものを動員して、できるだけ再生可能エネルギーを上げていくということは、当然目指していかなければいけない方向だとは思いますが、例えば、平成 32 年度には倍の 35 パーセントにすると伺いましたけれども、その時点での原子力発電に対する依存率なんていうものは幾らか、想定されている数字というものはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 この岩手県地球温暖化対策実行計画策定時におきましては、原発依存度等についての試算等は県としてはしておりませんが、国のほうでは、先ほどの資料の中で、エネルギー・環境会議の中で示しておりますエネルギー・環境に関する選択肢でございますけれども、例えば原発依存度について、原発依存度ゼロにした場合でも、再生可能エネルギーの割合については 2030 年で 35 パーセントというふうな割合になっております。あと火力発電所がふえるというふうな形になっておりますけれども、こういうふうなエネルギーベストミックスの中で考えられていく問題かなというふうに考えているところでございまして、県としては原発依存度、原発割合についてという形での数値算定等々はしていないというふうなところでございます。以上でございます。

○佐々木博委員 ありがとうございます。最後にしますけれども、再生可能エネルギーの買い取り価格が決まりました。非常に太陽光発電が多くなると思いますけれども、これはなぜかという、3年以内にやらなければいけないという縛りがあって、3年以内にやれるというのは、現実的にはほとんど太陽光発電しかなかったというようなことだと思うのです。風力発電ですとか地熱発電は、時間がかかって3年以内では稼働できない。したがって、いい再生可能エネルギーの買い取り金額が提示されても、時間的に間に合わないというのが一番大きな問題です。ですから、例えば地熱発電なんかですと、環境アセスの問題だとか、風力発電の問題もいろいろありますけれども、漁業権も絡みますし、ほかにもいろいろ問題があるのですけれども、特に岩手県は電力自給率が非常に低いわけでありまして、やっぱりそういったことを含めてトータルで取り組んでいくことが大変大切ではないかなというふうに思いますし、それからあわせて、この請願については、でき

れば個人としては継続にさせていただいて、もう少し勉強させていただきたいなというふうに思っているところです。

○渡辺幸貴委員 この請願については、岩手県のみならず、大局的な見地で取り扱わなければならない問題だと思しますので、大局の見地について県はどう認識しているかということをお伺いしたいと思います。

今は新しいエネルギーとしてシェールガスというのがはやってきています。それは、原油の値段が上がってきたと。なぜ上がってきたかという、OPECなんかで頑張っていたサウジアラビアの人口がふえてきたことで、これからはバランスではなくて、俺たちも上げるのだという、そういう石油並びに天然ガスの事情の中で値段が上がってきているのだということ。もう一つは、原子力エネルギーの放射性廃棄物を閉じ込める技術が完全ではないのだというのは、それはそのとおりです。だけれども、この空気中から二酸化炭素を吸い上げて封じ込める技術もまたないということ。それで、100年後の世界は大変怖いのだということで、我々京都議定書を初め、取り組もうとしていた矢先のこの福島第一原発事故であります。したがって、今佐々木委員からあったように、新しい自然エネルギーはだれも否定するわけでもありませんし、それはいいことであります。それによって燃料が減るのだからそれはいいのですが、ただバックアップする発電所が必ずなかったら、片方は安定しないのです。おてんとうさまが照らなかつたり、風が吹かなかつたり。そうすると、同じ規模の発電所を常に用意しておくということですから、残念ながら今古い火力発電所に油を差して急激に動かしているのだけれども、それはそう長くは続かない、数年で焼きついてしまうのではないかというようなことを盛んに新聞なんかは言っております。そう考えると、バックアップの発電所もつくっていかなければならないということです。ただ、それらはまだ電力料金にはとても反映できないのだということです。当分電力会社は赤字だということがここ二、三日の新聞でも盛んに出ているわけですし、そういう中で最大の問題は、日本国というのは貿易収支で今まで赤字になったことがないのに、大幅な赤字だということです。それはまさに発電のための原油によるものだと。輸入された原油の半分は発電に使われているのでありますから。そういう貿易収支すら赤字になった後の日本の生活というか、経済的ななりわい、ちょっと話が大きくなってあれなのだけれども、そういう貿易収支の赤字をもたらす影響という観点が一つ。

それともう一つは、今言った二酸化炭素に対してどうするのだということも一方でなかったら、エネルギーベストミックスなんて、言葉はきれいだけれども、そんなうまいこといかないのだと思うのです。原発というのは、他国では相変わらず増設の計画でいるのだということも盛んに報道されているわけでありまして、今報告のあった、国を初めそういう検証委員会、事故調査委員会が指摘することは全くそのとおりで、そういうことに配慮してやっていくというのは、だれもそれは反対するものではありません。ただ、私たちの国が今後とも成り立つのか、経済が成り立つのか、そして自然エネルギーにすぐ回っていくのか、そして今の電力料金がその基礎となるので、それが維持できるのかということこ

ろを私たちも考えなければならない。個人的にはスマートメーターでも頑張っただけでやるかなと思っておりますけれども、いずれそういう大局を環境生活部はどうとらえて見解をお持ちになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 国のほうのエネルギー・環境会議におきまして、このエネルギーベストミックスを示すに当たりましては、経済成長率等々の部分についても検討なされておりますし、かつ二酸化炭素の排出量についても検討されているというような状況でございます。それぞれ三つのシナリオに基づきました再生可能エネルギー導入に当たってのコスト等々についても試算がされている状況でございますので、そういうふうな省エネという部分の投資も含めて、トータル的に検討されてきているエネルギーベストミックスかなというふうに考えておりました。以上でございます。

○渡辺幸貫委員 エネルギーベストミックスだけではなくて、貿易収支とか、もうちょっと大局のことも。工藤環境生活部長か、伊藤副部長兼環境生活企画室長か、どなたか。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 私どもの再生可能エネルギーの取り組みというのは、基本的にはこれまでも取り組みをしてきたということで、今後とも再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくというスタンスに立って、昨年岩手県地球温暖化対策実行計画の中で、再生可能エネルギーの取り組みを進めたところでございます。いわゆる原発の今後の扱いということにつきましては、この議会におきましても、経済動向も含めたいろいろな観点も含めて、賛成、反対のいろいろな議論がなされたところでございます。また、今回、ここに掲げてある六つの重要課題も含めて、まさに国民的議論のもとに、今後再生可能エネルギーも含めた原発ということについて、国民がどう選択をするかという議論がなされているところというふうに承知いたしております。県としては、いずれそういった国民的議論は議論といたしまして、これまで進めてまいりました再生可能エネルギーは積極的に取り組んでいこうというスタンスで進めているところでございます。以上でございます。

○渡辺幸貫委員 当委員会で、大局を論ずるといえるのはお互いにやりづらいことではありますが、ここの中で放射能については、被害もあったし、だれも異存はないのです。それはそれでいいのだけれども、我々のなりわいをどうするのだということの大局から初めて原発をどうするのだという判断が出てこない。ほかの国もみんなそうやっているのだということが新聞に載っていますよ。そうすると、我々もこれをどうするかということは、国論をどうするかということ論じないで、単なるこの請願をどうするかというわけにはいかないと思います。

ですから、今請願について御紹介がありますが、いずれ大局を議論せずして、この請願を扱うということは、私はすぐにはできないことだと思いますので、すぐに御判断というのはちょっと早計かなと考えます。隣席の佐々木委員と同様に、もうちょっと大局のお答えもぜひしていただきたい。さっきの回答は私の納得のいく範囲ではなく、もうちょっと大きいことがあるのではないかとこのように思いますので、お願いしたいと思います。

○**工藤環境生活部長** 先ほど伊藤副部長兼環境生活企画室長も答弁したとおり、県としては持てるポテンシャルを生かして、電力を含めたエネルギーの自給率を向上させるという観点から、再生可能エネルギーの問題について、積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。先ほど来、渡辺委員のほうからお話がありました、大局的なというふうなお話でございますが、その中にはもちろんエネルギー安全保障の問題でありますとか、あるいは経済の発展に対する電力料金の過大の問題とか、多面的に検討すべき課題が多く含まれているというふうに私どもも思っております。

逃げるというわけではないのですが、エネルギーについては、基本的には国策ということでこれまでも進められておりましたし、今回国が示しているエネルギーベストミックスの割合、あるいは国民的議論といったものを、さまざまな国民の立場、利害が錯綜する中、あるいはエネルギー安全保障の問題という国家的な見地からの検討、そういったものがございまして、国においては十分国民の議論を巻き起こしながら、その中で一つの方向性を練り上げていくのが望ましいというふうに考えております。

○**渡辺幸貫委員** では、それまで待ちましょう。

○**飯澤匡委員** この問題については、去年の9月定例会から審議をしているわけでございます。私たちの会派の主張は、安心、安全と言われて信用し切ってきたところに、このような大きな災害が、特に岩手県の県南地方で起きたということについて、いまだに農林業、水産業の一部が苦しみを味わっているわけです。今後どれぐらいの期間を経て、このような一次産業を主体にした産業がまた再構築、永続されるかという部分については、かなり不透明な部分がある。

私自身も、渡辺委員の御意見のとおり、我が国の産業政策については、エネルギーをしっかりと確保した上でやらなければならないと、これは大変大事な視点だと思っております。ただ、今回、国のエネルギー政策については、現在国民的議論を喚起しつつ、いろいろな意見聴取会も開催されているわけですが、福島第一原発事故と、それから放射性廃棄物の処理の問題、これは新たにクローズアップされた問題であり、我が国は原子力をどのように考えるかと、これは本当にターニングポイントに差しかかったのだろう。これだけ災害大国の我が国で、いかにしてこれからエネルギーを需要と、それから供給の面から、どちらからも、与える側だけではなくて、与えられる側もどのようにしてエネルギーを使っていくかというような議論がようやく成り立っていきこうとしている。

したがって、国の一元的なエネルギー政策ではありつつも、今後我が国として、1億何千万の国民の国として、どのような政策を立てていくのか。エネルギーベストミックスという、ちょっと国民的議論からはあやふやな議論の中で埋没しかねないことを私は非常に懸念するわけですが、この際、我が国の原子力政策については、一旦立ちどまって見直すべきだと考えます。

こうした観点から、この請願の大要の趣旨には賛同して、特に放射線被害で苦しんでいる現状、この教訓を何らかの形で活かしていかなければならない。そして、再生可能エネ

ルギーについても、岩手県はもっともっと、皆さん方が苦勞して岩手県地球温暖化対策実行計画を策定したけれども、もっとさらに進んだ段階で、地産地消できる体制までしっかり持っていくというようなビジョンをつくって実行していくというところに政策を大転換をしていかなければならないというように私たちは考えますので、ぜひともこれは採択をして、政策の転換を求めて、国にも求めていきたいというふうに考えているところでございます。意見を申し上げました。

○渡辺幸貫委員 一つだけちょっと聞きたいのですけれども、葛巻町で 100 ベクレルを下回ったところの牧野をも除染して、何とかきれいな牛乳なり、いろんなものを生産するようなことをやりたいということです。ただ、葛巻町がそういうことをやっていくことについては、私はちょっとやり過ぎかなと不安に思うのです。そうでなくても、海外は 500 ベクレルとか 1,000 ベクレルでやっているのに、100 ベクレルに日本は一気に落とした。そしてなかつ、それでもだめだという、アピールなのだろうとは思いますが、それを私たちがいいことだねというふうに言い始めたら、本当に際限のない復興だなと私は思っております。答えられる範囲で結構ですから、お願いします。

○工藤環境生活部長 基本的には、農林水産物の安全、安心の話だというふうに理解してございます。葛巻町については、誘致企業と申しますか、牛乳加工工場がございまして、そちらのほうから首都圏の販売が非常に厳しいというふうな話が寄せられているという中で、いわゆる風評被害対策ということで、葛巻町のほうで、いわば苦渋の決断と申しますか、そういうふうな決断をしたというふうに伺っているところでございます。それはそれで、風評被害というものについては根も葉もない、安全にかかわる部分はないのですが、より安全を求める消費者の心理的な不安がそういった風評被害を巻き起こしているのが現実でございまして、これは葛巻町で解決できる問題ではございませんので、もちろん県も、そしてより大きな話をすれば、やはり国がきちんと対応すべき課題であるというふうに考えてございまして、葛巻町の決断というのは、まさに苦渋の選択を強いられたというのではないかと考えてございます。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、採択ですとか継続というお話がありましたが、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1 件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 4 号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○佐々木博委員 継続。

○木村幸弘委員 採択。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第 37 号岩手県民の命と暮らしを守るための請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 採択。

○渡辺幸貫委員 継続。

○喜多正敏委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査としないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 それでは、再開いたします。

さきに採択となりました事案につきましての意見書案については、次回常任委員会でお諮りすることといたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なお、総務委員会においては、採択と決定したということをございます。意見書案についても、当委員会と同様、次回の委員会においてお諮りすることになったということでもあります。

次に、受理番号第 39 号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○高橋但馬委員 私としましては、請願事項 4 の（1）の、一日も早い脱原発を目指し、原発ゼロに向けた政策を推進という部分がありますけれども、今のエネルギー構造を考え

て、いきなりゼロという部分を目標にして、目標にするのはいいのでしょうけれども、ゼロとだけ明記されるというのがなかなか難しいのかなと思ひまして、またこの部分についてもいろいろ議論を重ねて勉強してまいりたいと考えますので、継続をお願いしたいと思います。

○喜多正敏委員長 継続と採択の意見がありますが。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、環境生活部関係の岩手県における 2009（平成 21）年の二酸化炭素排出量について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元の環境福祉委員会資料 2 をごらんいただきたいと思います。この資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本県におけます 2009 年、平成 21 年の二酸化炭素排出量がまとまりましたので御説明をいたします。この二酸化炭素排出量につきましては、国が昨年 4 月に公表いたしました 2009 年度の総合エネルギー統計や県内外のさまざまな統計データをもとに、環境保健研究センターと環境生活企画室におきまして算定したものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。2009 年の枠の中でございますけれども、2009 年の二酸化炭素排出量につきましては、下のグラフにございますけれども、1,116 万 5,000 トンとなっております。前年に比へまして 10.6 パーセント、131 万 7,000 トンの減少となっているところでございます。2005 年をピークに年々減少してきておりましたけれども、さらに大きく減少したところでございます。排出量が前年から大きく減少しておりますのは、産業部門で 25.8 パーセント減、工業プロセス部門で 10 パーセントの減少となっております。減少した主な要因でございまして、これまでの各分野におきましてさまざまな削減の取り組みもございまして、2008 年から続いておりました世界的な景気低迷を受けまして、産業関係のエネルギー消費量が大きく減少したためと考えているところでございます。

次に、基準年との比較でございまして、参考のポツの二つ目に記載しております

けれども、前の岩手県環境基本計画におきましては、二酸化炭素排出量について1990年を基準年として、2010年、平成22年でございますけれども、8パーセント削減の目標を立てております。今回はこの二酸化炭素排出量を基準年と比べますと、下のグラフにございますように、総量では13.3パーセント、171万3,000トンの減少というふうな形になっております。しかしながら、部門別では民生家庭部門、民生業務部門でそれぞれ13.7パーセント、11.2パーセントの増加となっております。家庭などでの省エネや節電の取り組み、さらには太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進など、継続的な二酸化炭素の排出削減の取り組みを進めていく必要があるものと考えているところでございます。

なお、参考のポツの一つ目でございますけれども、森林吸収によります二酸化炭素の削減量を含めた場合を算定しております。平成22年度に策定いたしました新たな岩手県環境基本計画におきまして、2030年、平成32年でございますけれども、森林吸収による削減を含めた温室効果ガス削減目標を1990年基準年比で30パーセント削減としておりました関係で、参考として記載いたしましたところでございます。林野庁から公表されております2009年の森林吸収による二酸化炭素の削減量は235万4,000トンでございます。この削減量を今回の二酸化炭素排出量から差し引くと881万1,000トンとなりまして、1990年基準年比では31.6パーセントの削減となっているものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。2ページでございます。上の表の中でございますけれども、2009年の対前年増減量のところでございますけれども、産業部門、工業プロセス部門で大きく減少しておりますが、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門ではほぼ横ばいの状況となっております。産業部門におきましては、先ほど申しましたとおり、2008年から続く世界的な景気低迷を受けまして、弱電などの電気、自動車などの輸送、鉄鋼の業種を中心に製造業の製造品出荷額が大きく落ち込みました。それに伴うエネルギー消費の減少によるものと考えております。また、セメント製造などの工業プロセス部門におきましても、同様の影響によりまして、石灰石消費量が落ち込んだことにより二酸化炭素排出量が減少したものと考えております。

一方、家庭部門におきましては、灯油やガスからの二酸化炭素排出量が横ばいの状況でございますが、電力からの二酸化炭素排出量が若干増加している状況でございます。これは、エアコンとかパソコンなどの家電製品が増加傾向にあるためと推測しているところでございます。

また、小売、サービスなどの民生業務部門におきましては、価格の下落もありまして灯油使用量が増加しておりますけれども、電力などその他のエネルギー消費は減少しております。景気低迷の影響や、LED照明など省エネ機器の導入によるものと考えているところでもあります。

運輸部門におきましては、軽油からの二酸化炭素排出量が減少する一方、ガソリンからの二酸化炭素排出量が増加しておりますけれども、これは前年の記録的なガソリン価格の高騰が落ちついたことや、高速道路のETC休日割引の影響によるものと考えているとこ

ろでございます。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思います。この円グラフは二酸化炭素の排出量の部門別割合を示しているものでございます。産業部門が31.4パーセントと、最も割合が高くなっておりまして、次に運輸部門23.5パーセント、民生家庭部門19.5パーセントの順となっております。これを全国と比べてみますと、産業部門と運輸部門は大体同じくらいの割合でございますけれども、民生家庭部門と工業プロセス部門が本県は高くなっておりまして、逆に民生業務部門が低い状況となっているところでございます。

次に、下のほうの折れ線グラフでございますけれども、これは二酸化炭素排出量の経年変化を基準年の1990年を100として指数であらわしたものでございます。産業部門が大きく減少したことがあらわれていることがわかるかと思えます。

民生家庭部門及び民生業務部門におきましては、世帯数の増加や売り場面積の増加を背景に、灯油や電気の使用量が増加傾向にありまして、厳しい寒さとなりました2005年ごろをピークとしております。その後減少傾向になっております。

また、運輸部門におきましては、2002年ごろから減少傾向にございます。これは貨物自動車数の一貫した減少や、乗用車の燃費向上などがその要因と考えているところでございます。

また、セメント製造業の工業プロセス部門につきましては、一貫した減少傾向となっているところでございます。

次に、4ページ目、部門別二酸化炭素排出量の内訳でございます。これは各部門で消費いたしました重油や灯油、ガソリン、電力、ガスなどから、どれくらい二酸化炭素が排出されたかをあらわしたものでございます。全般的に電力、ガスからの二酸化炭素排出量が伸びておりまして、重油、灯油といった石油燃料からの二酸化炭素排出量が減少しているといった状況にございます。

以上で報告は終わります。

○喜多正敏委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○飯澤匡委員 運輸部門については、減少の要因として貨物自動車保有台数の減少があるというふうに考えますが、今後の目標として掲げている部分について、来年からは恐らく復興、復旧でかなりの車両が、現在でも宮城県などからも多数の車両が県南地区を經由して行き来をしている状況になっているわけですが、その点をどのように把握、見込んでいくか、お聞きしたいと思います。

それから、大分以前にも質問したのですが、ヨーロッパ等ではガソリン車よりもディーゼル車を推奨して、温暖化対策についての国民的な理解が進んでいる。最近テレビのCM等でも、そのようなことをサッカー選手が出て話しておりますけれども、本県はもう少しディーゼル、それから電気自動車、それらに対する生活基盤からの転換を、温暖化・エネルギー対策所管課ではないと思うのですが、部局横断的にもう少してこ入れしてやっても

よろしいのではないかと思います。私自身の考えでは、女性の方々が乗っている軽自動車などは早く電気自動車に転換させる。トヨタ自動車株式会社も今ハイブリッドで売り出していますが、課題は多いですけれども、いち早く岩手県が転換していくのだと。そして、温暖化対策も側面から行政全体で押し上げていくのだというようなアナウンス効果というのが必要だと思うのですけれども、その点についてはどのような考えを持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 運輸部門に係る二酸化炭素の排出量の把握につきましては、宮城県からそういう復興関係でのトラック等の流入があるということでございますけれども、二酸化炭素排出量につきましては、それぞれの統計データをもとに把握をしているところでございまして、流入部分につきましては把握はなかなかできないかなというふうな状況でございます。

また、ディーゼル車なり、EV車についての購入拡大のことでございますけれども、県としましては、定性的にEV車なりハイブリッド車のほうの増加はしているところでございますけれども、二酸化炭素排出量の削減を推進する上でも、このような傾向が継続していくことが望ましいというふうに考えているところでございます。

○飯澤匡委員 政策的にどういう判断をして、どういうアナウンスをするかというのは大事なことだと思うのです。当委員会の樋下委員などはいち早くみずから実践をされているということでございますので、そういうことが大事ではないかということです。とにかく、どうも傾向として、二酸化炭素排出量がどれぐらいになった、目標がこうだというふうにとらえて定めるのはいいのですが、今いよいよに産業構造自体も転換している中で、もう少し産業自体もうまく誘導していくというような観点が必要かと思います。ぜひとも商工労働観光部などとも政策的に歩調を一にしてやっていくべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 ただいま飯澤委員のほうからお話があった、いわゆる電気自動車の関係も含めての取り組みにつきましては、先般の委員会におきまして、この岩手県地球温暖化対策実行計画を策定する際に樋下委員からもお話がございまして、まさにこの部分を政策として推進すべきだということで追加記載をさせていただいたものでございまして、重点的に取り組む施策の推進方向の中で、クリーンエネルギー自動車の導入促進ということで、具体的に例えば電気自動車等の普及に向けた急速充電器を設置する電気ステーションなどのインフラの整備支援であるとか、あるいは電気自動車の普及に向けた住宅用充電設備の普及支援など、こういったことに取り組むべきだということで、まさにここに委員の皆様からの御指摘をいただいた文言を入れさせていただいたものでございます。昨今、特にも各社が世界的に電気自動車の開発、普及に向けて動きも急加速してきておりますので、そういった動向を踏まえながら、県といたしましてもこういった方向に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○木村幸弘委員 森林吸収による削減量の説明をいただきました。2009年の総排出量に対

しての削減量がこうだという林野庁の公表値がありますが、これは傾向としてはどのような推移といたしますか、本県の森林吸収の実態がどうなっているのか、もう少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 森林吸収量の状況の推移でございますけれども、2007年の森林吸収量については198万トンとなっております。また、2008年の森林吸収量については141万5,000トンという数字でございます。2009年は235万4,000トンという形になっておりまして、多かったり、少なかたりというような形の状況になっておりました。これについては、林野庁で算定をいたしまして出してくる数字でございますので、この中身についてはちょっとわかりかねる部分がございます。

○木村幸弘委員 前にも同じような質問をしたのですが、結局算定根拠が林野庁で、年ごとに数字が違うということの意味をきちんと押さえないと、国有林だけの整備の問題なのか、あるいは県有林や民有林を含めた岩手県全体の森林事業との関係がどういうふうになるのか、そういった点をきちんと把握しながら、全体の森林吸収率をどう引き上げていけばいいのかという対策が重要なポイントになってくるのだらうと思うのです。そういったところを国が公表値として一方的に出したものをただ受けとめるだけではなくて、全体の県における二酸化炭素排出削減計画があるわけですから、そこに森林事業との関係がどうかかわってくるのか、きちっと位置づけていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺のところの考え方についてお尋ねします。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 森林整備の部分かと思います。森林吸収に当たりましては、森林の造林なり間伐等々による森林整備が重要かと思っておりますので、これらにつきましては主管の森林整備課とも連携を図りながら、県内の森林の造成なり、保育維持等々も含めまして、森林整備課と相談をしながら取り組みを進めていきたいというふう考えております。以上でございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって岩手県における2009（平成21）年の二酸化炭素排出量についての調査を終了いたします。

次に、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更についてを調査いたします。調査の進め方についてであります、先ほどと同様に、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局からの説明を求めます。

○谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長 それでは、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更につきまして、便宜、お手元に配付してございます環境福祉委員会資料3により御説明いたします。

まず、この変更の趣旨でございますが、青森県境における産業廃棄物不法投棄事案につきましては、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、以下特措法と

申しますが、これに基づきまして、平成 16 年 1 月に環境大臣から同意を得ました本実施計画に沿って、原状回復を進めてきているところでございます。特措法の期限でございませ来年 3 月までに廃棄物の撤去が可能である状況にはなってきてございますものの、昨年の東日本大震災津波の影響によりまして、処理の中心であった工場の被災等がございました。それで、昨年度の処理計画の見直しをして減少調整をしていることの影響等がございまして、工作物の撤去等の工事が平成 25 年度以降にずれ込むこと。また、新たな課題といたしまして、環境基準項目として平成 21 年に追加されました 1,4-ジオキサンへの対応が迫りましたことを踏まえまして、実施計画期間の延長など所要の変更を行おうとするものでございます。

次に、特措法の延長にかかります国の動向でございませが、お手元の資料の一番最後に改正案の概要がございませ。特措法に基づきまして推進してございませのは、青森県、秋田県、香川県などでございませが、特措法の期限までに事業を終了できないところがございませ。このほか、新たに特措法の適用を必要とする事案が生じてきたことがございませして、国は特措法の期間を 10 年間延長するという改正法を現国会に提出して審議をしているところでございませ。この法案につきましては、現在審議中でございませして、国におきましては、この概要の下のほうに書いてございませすけれども、改正法が成立後に特措法に基づく基本方針を公表いたしまして、あわせて平成 25 年度以降に国の支援を受けて支障除去の事業実施をする場合には、平成 24 年度内に実施計画を変更することを求めているものでございませ。県では、この特措法延長の方針が明らかになりました昨年度から、実施計画期間の延長など所要の変更を行う方向で国と事前協議を進めてきているものであります。

次に、変更計画案の要旨でございませが、撤去廃棄物処理の 8 割以上を担っておりました太平洋セメント株式会社大船渡工場が先ほど申しましたように被災いたしまして、その復旧のため、平成 23 年度に発注する量を計画の半分に満たない約 2 万 1,000 トンに調整をいたしました。残りを今年度に持ち越しをしているところであります。このため、工作物の撤去ですとか、跡地の整形が平成 23 年度以降になってございませ。

また、平成 21 年に新たに環境基準項目に指定されました 1,4-ジオキサン——これは洗浄剤等に含まれていた成分でございませが、これが現場内地下水で環境基準を超過する状況にございませました。その対策を行うため、現在の実施計画を 5 年間延長するほか、あわせて実績に応じた廃棄物量の確定など所要の見直しをしようとするものであります。

これまでの廃棄物の撤去処理、それから汚染土壌、地下水対策の概要について、次のページの参考資料の A 4 判、それから A 3 判の資料、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画に係る変更についての案、この 2 枚で御説明を申し上げます。また、その後ろには 6 月 11 日時点の現場の写真を付してございませるので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、不法投棄廃棄物の撤去の状況でございませが、参考資料の 1 に書いてございませ。これまで処理いたしました実績と、残った区画の測量などから、現時点で見込んでおりま

す総量 34 万 2,229 トンに対しまして、昨年度末までに 89 パーセントに当たる 30 万 4,229 トンを撤去してございます。今年度は 6 月までに 8,032 トン余を撤去したところでございます。

今年度は、現場の写真をごらんいただきたいと思いますと思いますが、青字で廃棄物と記して囲んでいる部分、黄色字で区画を書いておりますが、K 地区、E 地区、F 地区、O 地区に係る部分でございます。これを掘削する予定でございます。およそ 1 万トン弱を見込んでございます。これに昨年度、掘削、選別をして、写真で申しますと下のほうにブルーシートがかかっております仮置き場に保管しております廃棄物と合わせ 3 万 8,000 トンを撤去処理する予定としておりまして、これによりまして投棄された廃棄物の全量を撤去できる見通しとなっております。

次に、2 番の汚染されました土壌、地下水の状況についてでございますが、廃油入りのドラム缶などが投棄されましたため、有機性の溶剤や重金属に由来する土壌、地下水の汚染が認められた地区が 8 地区でございます。現場の写真で申しますと、黄色で記載しております記号の E 地区、D 地区、F 地区、G 地区、J 地区、K 地区、N 地区、O 地区になります。この浄化対策につきましては、最も汚染がひどかった N 地区からドラム缶等が撤去されてございます。それから、仮置き場と選別施設の間を掘削してございます。この浄化作業に平成 19 年度に着手いたしまして、ここで培いました知見をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、残りの 7 地区の浄化対策を実施しつつ、平成 23 年 5 月以降、本格的な浄化に着手して進めてきているものでございます。

浄化の進捗についてでございますけれども、これは 10 メートル四方の区画を 1 区画として、その浄化状況を管理してございます。本年 7 月時点で、地下水面より上の部分、不飽和帯で 88.6 パーセントとなっております。大変恐縮ですが、A 3 判の資料、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画に係る変更についての案の 1、現行計画についての②汚染土壌・地下水対策に記述の誤りがございまして訂正をお願いいたします。②の下のほうになります。平成 23 年 5 月以降、本格的な浄化に着手し、一部地区で不飽和帯（地下水位より下の部分）と書いてございますが、これは地下水位より上の部分になります。上、下が逆になっていました。おわびして訂正いたします。不飽和帯で 88.6 パーセントです。地下水位より下の部分については飽和帯と呼びますがけれども、ここで 78.6 パーセントと、おおむね当初の計画に沿った作業が進んでいるところでございまして、今年度に浄化対策工事を終了することとしてございます。

しかしながら、新たな課題といたしまして、1,4-ジオキサンにつきまして、場内の地下水の汚染が確認されてございます。この 1,4-ジオキサンにつきましては現時点で効率的な浄化対策が確立されてございませんので、くみ上げた地下水を活性炭に吸着するとか、あるいは光を当てて酸化を促進するとか、いろいろ工夫はしてございますけれども、なかなか処理効率が高まらないというところでございます。この環境基準を満足するまで浄化す

るには、さらに5年程度の期間を要する可能性があるというふうに見込んでございます。

こうした進捗状況を踏まえまして、現行計画から事業期間、現地浄化の考え方の変更を行うこととしているものでございます。その内容とこれらの対策スケジュールにつきましては、このA3判の資料、岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画に係る変更についての案の右側の3にある現行計画の変更項目として書いてございます。事業期間、あるいは現地浄化の考え方、それから廃棄物量、汚染土壌量、これは両方とも確定する予定でございます。それらについて、実績に合わせて変更しようというものでございます。

この追加対策事業のスケジュールとしては、場内モニタリング、あるいは場外でのモニタリングをして、汚染の状況の確認をしつつ、1,4-ジオキサン対策と水処理施設を設置して、くみ上げて運転を行います。最終的には工作物の撤去、跡地整形ということを見込んで、5年の延長を考えているものでございます。

この追加対策事業のスケジュールでございますけれども、現在法案審議が当初見込んだよりも時間がかかっている状況でございますが、今年度中に変更計画案の同意を環境大臣から得る必要がございますので、この6月には岩手県環境審議会に実施計画の変更について諮問して、審議を進めていただいているところでございます。ここは答申があり次第、おくれることなく国に実施計画の変更申請ができるように引き続き作業を進めていこうとしております。

以上、計画の変更に関して御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○喜多正敏委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の変更についての調査を終了いたします。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査及び調査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小野寺自然保護課総括課長 それでは、私のほうから、配付してございます環境福祉委員会資料4に基づきまして、社団法人東北地域環境計画研究会の会計処理に係る不明金についての報告をさせていただきます。

この事案につきましては、去る7月5日開催の環境福祉委員会におきまして、情報の提供という形で報告をさせていただいたものでございます。その後の経緯でございますが、6月12日に法人のほうから口頭による報告を受けまして、6月中に書面での報告を求めていたところでございますが、それが延びておりましたので、結局7月25日に法人から報告書が提出されたところでございます。

資料の1でございます。不正経理の概要につきましては、法人から7月25日に出てまい

りました報告に基づきまして記載させていただいています。まず、発覚の経緯につきましてですが、平成 23 年 12 月ごろに法人において外部からの請求書の自動引き落としが履行できないという事態が発生したということ。これは 7 月 5 日の環境福祉委員会でもお話しさせていただいたとおりでございます。それに基づいて、平成 24 年 1 月 28 日に、法人で複数の役員から構成されます予算会議を開催いたしまして、前専務理事に不正の事実を確認した結果、前専務理事が着服していたことと、その着服金を返還すると明言したことから、不正経理というのが法人のほうで明らかになったということでございます。※印で記してございますが、返還を口頭では約束していたようですが、現時点での返還はなされておられません。

不正経理期間につきましては、平成 21 年度から平成 23 年度までということでございます。

それから、着服金額につきましてですが、7 月 5 日の環境福祉委員会におきましては 462 万 3,210 円ということで着服金額を御報告しておりますが、今回の法人からの報告によりますと、681 万 7,840 円との報告を受けております。

着服金の内容につきましては、定款に違反した俸給の取得ですとか、販売代金の着服、それから年会費等の着服などがございます。

不正経理の方法につきましてですが、前専務理事が通帳、印鑑を一人で管理し、不正金を給与手当ですとか仮払金等として会計処理していたという方法によるものでございます。

その他でございますが、法人は現在本件につきまして盛岡西警察署に被害届の提出について相談中ということで、7 月 5 日の環境福祉委員会のときには 7 月上旬に被害届が出る見込みということで申し上げてございましたが、現時点ではまだ相談中という状況でございます。

資料裏面をごらんください。先ほども少し触れさせていただきましたが、今回の不正経理の原因ということでございます。県のほうで認識しております原因につきましては、会計処理全般にわたり、前専務理事一人に任せていたということが 1 点。それから、もう一点は、会計処理にかかわります現金ですとか預金通帳、銀行印もすべて前専務理事一人が管理をしていたという、この二つのことが原因というふうに考えてございます。

これらに対する対応策といたしまして、法人のほうでは、現金、預金管理の徹底、具体的には銀行印ですとか現金及び通帳の管理者を分けて行うということ。それから、2 点目としましては、会計監査機能の充実強化ということで、先ほど若干申し上げましたが、複数の役員で構成する予算会議におきまして、これは四半期に 1 回以上開催するというふうに考えてございますが、そこにおいて財政執行状況を全員でチェックする。内部での相互チェック機能を果たさせるということで考えております。それから、加えまして半年に 1 度は会計監査も実施するというふうに考えてございます。さらには、規定等の遵守ということでございますが、事務取扱規程ですとか、会計事務取扱規定、さらには代決専決規程に基づきまして厳正に行うことを徹底する。規定の整備とあわせて、厳正に対処するというふうに考えております。

これらに対します今後県の指導方針でございますが、当該法人が対応策として掲げている事項につきまして、これらが確実に実施され、法人の運営が適切に行われるまで、具体的に立入調査ですとか報告徴求を考えてございますが、そういった指導を徹底して継続してまいりたいというふうに考えております。

以上で報告を終了いたします。

○喜多正敏委員長 ただ今の報告について何かございますか。

○佐々木博委員 私はこのことについて全然わからないので教えていただきたいのですが、まずこの前専務理事というのは、今どうなっているのですか。

○小野寺自然保護課総括課長 前専務理事につきましては、この事態発覚後、正式にはここの通常総会において除名という手続をとってございます。

○佐々木博委員 業務上横領だとか明らかに犯罪行為ですよ。なぜ刑事告訴しないのですか。

○小野寺自然保護課総括課長 具体的には法人の判断によるものでございますが、被害届を出した上で警察と相談するというのが現在の状況でございます。

○佐々木博委員 警察は、基本的に民事不介入だから、被害額が確定したなら民事的にはまず損害賠償請求は起こさなければいけないでしょう。通常は、すぐ訴訟を起こして、もし何かとれるものがあれば仮差し押さえとか、そういうことをばっばとやるべきなのです。前にも県で、当委員会とは違ったと思ったけれども、県職員の問題があって、退職金まで払ってしまって、全然とれなかったということがありましたよね。我々の感覚からすると遅過ぎる。半年たっているのでしょうか。普通だったら、損害賠償請求をまず起こして、仮差し押えをするだとか、あるいは何か押さえるとか、当然やらなければいけないし、それから法人の報告を待ってとおっしゃっていますけれども、損害額の確定なんかは自分たちで主体的にやるもので、警察と相談しているということは、恐らく確定してから刑事告訴をするということが前提で相談しているのかもしれませんが、それだって遅過ぎます。そういうことはきちんと指導したらいかかと思うのですけれども、どうなっているのでしょうか。

○小野寺自然保護課総括課長 先ほど申しましたように、基本的には法人の内部の理事会で決定した事項につきまして、今法人で動いているという状況ではございますが、佐々木委員御指摘のとおり、こういう方法があるということの示唆は、指導と言えるかどうかあれですが、法人のほうには提起をしていきたいと思えます。

○喜多正敏委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査及び調査を終了いたします。

この際、ほかに何かありませんか。

○関根敏伸委員 先ほど請願の取り扱いの中で、渡辺委員からも若干触れられましたが、

放射性物質対策というふうな観点からお聞きいたしますが、葛巻町でも除染のことが取り上げられておまして、町独自でさまざまな風評被害対策という観点から財政支出をしても取り組まざるを得ないという方向性が示されました。今牧草の除染だとか処理だとか、生産物の価格低迷に伴う対策、これは農林水産部を中心に行われているというふうに思っておりますし、他部局でもさまざまな総合的な対策がとられていると思うのですが、環境生活部として岩手県の食の安心、安全という観点から、あるいは県内外の消費者からの本県の食品に対しての信頼性の確保という観点から、今までさまざまな取り組みもされてきたかと思いますが、食品中の放射性物質の基準値のさまざまな見直し等もありますから、やはり相当長期間に及ぶだろうと思います。このような観点から、今までの対策、それから今後の長期間も含めた総合的な信頼確保という観点からの取り組みが必要かと思うのですが、その方向性についてお知らせをいただきたい思います。

○**岩井食の安全安心課長** 県産の畜産物の安全確保という観点から申しますと、やはり広く県民の方々に、食品の放射性物質による健康被害、健康影響等について正しく理解していただく。あるいは県の安全確保に対する取り組みについて理解を深めていただくということが非常に重要だと認識をしておまして、それにより風評被害も軽減されるものと考えています。

そういうことを踏まえまして、環境生活部では、本年5月から6月にかけて、県内4会場で食品の放射性物質に関するリスクコミュニケーションを開催したところでございます。また、放射性物質の検査結果につきましては、県のホームページ等で広く公表しておりますし、また啓発資料につきましては、県南3市町を中心に配布等を行っているところでございます。今後につきましても、食品の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの追加開催、それから、よりきめ細かな普及啓発ということで、出前講座的なものを実施してまいることにしております。また、ホームページでは知事のメッセージが掲載されておりますし、県内外でのイベントにおいて県産食材等の安全性についてPRをしていくというふうなことも、農林水産部のほうの対応になりますけれども、聞いております。以上でございます。

○**関根敏伸委員** そのとおりだと思いますし、決め手というものは恐らくないのだろうというふうに思います。私が申し上げたいのは、今さまざま取り組まれていることとあわせて、何度も申し上げますが、食品中の放射性物質の基準値が下がったことで、信頼性に対して消費者の見方が厳しくなるということは、よほど長期化するだろうというふうに思いますし、県内外の消費者に対しての本県の食に対する信頼の確保、大きな観点から、大きな取り組みというものを市町村等との連携、他部局との連携、国への提言も含めて、何とか取り組んでいただけないものかなというふうな観点でございます。いろいろお取り組みされていることは重々承知しておりますが、そういう観点から再度お伺いしたところでございますが、何かありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**工藤環境生活部長** 食品中の放射性物質の基準が5分の1、500ベクレルから100ベクレル

ルに引き下げられたと、強化されたということに伴いまして、県では、既に御案内のとおりだとは思いますが、放射性物質の測定体制なのですが、川上である生産者側できちんと調べる。そして、川下である流通の部分でも、環境生活部のほうで収去検査ということで、流通段階のものを調べるというようなことで、JAとも連携しながら取り組んでいます。測定機器については、大まかに申し上げて2種類ございます。簡易型の測定器、これはシンチレーションスペクトロメーターというものでありまして、それとかなり精密にはかれるゲルマニウム半導体検出器と2種類ございます。市町村あるいはJAのほうでは簡易型の測定器、給食センターもそうなのですが、そういうところに相当数導入されておりまして、そういうところでまず調べる。そこで100ベクレルの半分を超えるような食品が出た場合は、ゲルマニウム半導体検出器、これは県のほうに4台ございまして、実質的に食品関係で使っているのは岩手県農業研究センターに1台、あと岩手県環境保健研究センターに2台ございますが、それでさらに精密に測定するというふうな形で、いわば市町村、生産者、そして県ということで、重層的な検査体制をしいております。

そうした中で、これまで、いわゆる一般の農作物、穀物であるとか野菜については基準を超えるようなものが検出されたというのはございません。山菜だけです。山菜と屋外の本木シイタケです。ということで、大体その傾向も把握されてございます。そういったことについては消費者に正しい情報を伝えるということで、ホームページ等でもお知らせしておりますが、検出されなかったということも含めて、今マスコミのほうでも一定の紙面を割いていただきまして、正確な情報を届けているというふうなところでございます。

ただ一方では、お話がありましたとおり、安全面については、そういったことで確かめながら流通させているわけですが、安全よりも安心を求めるといふような消費者の風潮がございまして。それを助長しているという言い方は悪いのですが、流通関係の中には検出限界以下でなければそもそも店に置かないとか、いろんな取り組みがありまして、消費者の不安を若干かき立てている面がございまして。こうした面については、先ほどの正確な情報の発信ということとはもとより、商工あるいは農林サイドの食の安全、安心を理解していただくために、首都圏を含めたさまざまなところで県産品の安全のPRですとか、そういうことに鋭意努めているということでございます。

食品の安全、安心については、まさに本県の基幹産業である1次産業の根幹にかかわる問題でございますので、これについては総務部のほうに設置されております放射能影響対策本部というところがございまして。この中で、検査から情報発信、そしてさまざまな流通関係に対するようなものも総合的に取り組むということで、今後とも我々も含めて力を入れていかなければいけないと考えてございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査及び調査を終了いたします。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第 46 号医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願を議題といたします。その後、当局から説明することはありませんか。

○野原医療推進課総括課長 本請願につきましては、先般 7 月 5 日の当委員会におきまして御説明申し上げたところでございます。その後大きな変化はございませんが、改めまして把握いたしました資料によりまして御説明させていただきます。本請願にうたわれてございます平成 23 年 6 月 17 日付厚生労働省医政局長等 5 局長通知の内容等についてを中心に御説明申し上げます。

資料 1 ページの 2 段落目、5 局長通知の概要をごらんいただければと思います。質の高い医療・介護サービスを安定的に供給する体制を確保するためには、看護師等が健康で安心して働ける環境を整備し、雇用の質を高めていくことが喫緊の課題であり、医療行政と労働行政が共通認識を持って勤務環境の改善に向けた取り組みを行っていくことが重要であるとして、平成 23 年 6 月 17 日に関係 5 局長による通知が発出されたところでございます。

通知の内容でございますが、三つ目の丸に書いてございますとおり、就業状況や労働時間など、看護師等の勤務環境の現状や課題等について記載されているほか、当面の取り組みとして、勤務環境の改善（職場づくり）、人材の育成・確保（人づくり）、そして地域における推進体制の整備（ネットワークづくり）などとしてまとめられてございます。

次に、2 ページ目に、本県の看護職員の状況についてまとめてございます。就業状況でございますが、2 年に 1 度統計をとってございます厚生労働省の衛生行政報告例によりますと、平成 18 年度、平成 20 年度、平成 22 年度と看護職員については、少しずつ増加しているところでございます。

2 番目に、看護職員の離職の状況を示してございます。直近、平成 22 年度は、岩手県は 6.8 パーセント、全国の 11.0 パーセントに比べまして低い状況でございますし、近年は平成 18 年度をピークといたしまして、離職率は若干低下の傾向にございます。離職の理由でございますが、転職といったものが一番多く、そのほか定年、また本人の健康上の理由などによるものとなっております。また退職の年齢を見ますと、30 歳以下のいわゆる早期退職といったものが一番多く、そのほか 51 歳以上の年齢層での離職率の割合が高い状況になってございます。

対策といたしましては、国の取り組みといたしまして、昨年度の診療報酬の見直しによります措置、また新人看護職員の卒後臨床研修の努力義務化などの取り組みがなされてございます。

次に、3 ページに、本通知に関連いたしました県の取り組みといたしまして、上でございますが、看護管理者等を対象といたしました就労環境改善研修事業の実施、また労働行政との連携、そして早期離職を防止するための新人看護職員研修体制の整備などの取り組みを行っているところでございます。看護職員関係につきましては以上でございます。

○鈴木長寿社会課総括課長 介護職員の状況につきましても、その後変更はございませんが、改めて簡単に御説明をしたいと思います。

資料4ページをお開きください。介護職員の就業状況でございますが、厚生労働省で実施しております毎年10月1日時点で調査しております介護サービス施設・事業所調査で、平成20年度、平成21年度、平成22年度の状況につきましてはごらんとおりでございます。平成22年度現在で1万6,000人弱の雇用がございます。

それから、離職の状況でございますが、平成20年度から平成22年度まで、一旦平成21年度は離職が前年比で下がりましたけれども、また平成22年度で12.9パーセントとなっております。その理由として、(2)に掲げておりますとおり、仕事の内容の割に賃金が低い、有給休暇がとりにくい、人手が足りない等が主な理由になってございます。

5ページにまいりまして、その対策としまして、処遇の改善ということで、介護報酬は3年に1度見直されますが、平成15年度、平成18年度はマイナス改定でしたが、平成20年5月に、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が施行されたことに鑑みまして、平成21年度、平成24年度はプラス改定になってございます。②でございますけれども、その法律を受けた形で平成21年10月から平成23年度まで、介護職員処遇改善臨時特例交付金といった措置がなされまして、平均で月額1万5,000円程度のアップがなされたところでございます。③につきましては、先ほど触れましたけれども、平成24年度は、介護報酬のプラス改定になりまして、介護職員処遇改善臨時特例交付金で見ていた分を介護職員処遇改善加算制度という形で介護報酬に措置されたものでございます。

(2)の人材の確保及び育成でございますけれども、県としましては国の緊急雇用対策で示されました事業を受けまして、平成21年度から介護福祉士、あるいはホームヘルパーの資格を働きながら取得できるように介護雇用プログラムが創設されまして、これにより人材確保と育成に努めているところでございます。

それから、東日本大震災津波で被害を受けた沿岸市町村の介護事業所の人材不足対策ということで、緊急雇用創出臨時特例基金を使いまして、被災地介護サービス事業所人材確保事業を実施しており、平成24年度でいきますと予定ですが、37事業所で82人を雇用する予定でございます。以上でございます。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○木村幸弘委員 御説明いただきましてありがとうございます。そこで、いろいろと国の取り組み、制度の改正なども行いながら、看護師及び介護職員のさまざまな就業環境や雇用環境の改善策が講じられてはきておりますけれども、しかし実態としては依然として厳しいという声が現場サイドから聞かれることが多いのではないかなというふうに思っております。

例えば看護職員の県の取り組みなどについて、いろいろと事業としてこういうプログラムを実施していることは理解できるし、それから介護職員の人材確保、育成などもさまざま

まな対策、あるいはプログラムを通じてやっているということは報告の中にあるのですが、問題はそれが行われたことによって具体的に改善の形と申しますか、姿がどういふふうに出てきているか、その成果がポイントになるのではないかと申すのですが、そういうところが改善の方向として結果にどう結びついているのか。あるいはなかなかそれが前に進んでいないということになれば、何としても引き続き国の政策の充実強化や、あるいは県としての取り組みもさらにいろんな角度から検討が必要ではないかと思ふのですが、そういう点をどのように押さえているかについてお聞かせいただきたいと思ふます。

○野原医療推進課総括課長 本県の看護職員の確保、定着については、昨年度実施いたしました第7次の看護職員需給見通しにおきましても、今後5カ年間にわたりまして、やはり不足の状況が続くという形で、近年の看護の高度化等に伴いまして看護業務も非常に複雑化しておりますので、職場におきます雇用環境、また勤務環境というのは引き続き厳しい状況というふう到我々理解、認識をしているところでございます。

一方で、当資料で御説明申し上げましたとおり、看護職員の離職率という点に関しましては、近年若干ではありますが低下の傾向にございまして、離職率という形では深刻化しているというのではなく、むしろさまざまな病院の、例えば医療サービスの体系でありますとか、病棟のあり方でありますとか、診療科の形態等によりまして、問題が個々に複雑化している部分もあろうかと思っております。そういった意味でも、特にも夜勤等を行っております病院の看護職員、これらについては今後ともこういったような勤務環境の改善といったことが必要であると思っております。さまざまな施策、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○鈴木長寿社会課総括課長 先ほど御説明しましたけれども、国の緊急雇用対策を受けまして、介護雇用プログラムでありますとか、そうした施策を実施しておりますが、残念ながら介護職員の定着、あるいは人員不足の解消ということには直接結びついていない状況にございます。県としては、その大きな理由として処遇改善のところが非常に大きいと認識してございまして、本年も6月7日でございますけれども、国に対して、これは介護職員のみならず介護従事職員全般、いわゆる介護報酬での処遇改善について配慮してほしい旨、要望しているところでございます。

なお、先般、岩手県高齢者福祉生活協同組合、いわゆる高齢者の福祉施設協議会の施設長との意見交換をした際に、県が実施しております介護雇用プログラムにつきましては、介護従事者の確保については一定の効果があり、これはぜひ継続してほしいという声がございましたし、なお介護職に対するイメージがなかなかよくとらえられていない、特にも今の核家族世代ということで、おじいちゃん、おばあちゃんとも同居する機会がなくて、そうしたところでの対応、対策が必要ではないかというふうな御意見もいただいておりますことから、今後県の施策に反映できるかどうか検討してまいりたいと考えているところでございます。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

午後1時まで休憩し、午後1時から再開いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○佐々木博委員 不勉強なので教えていただきたいのですが、この請願陳情の要旨の中に、医療、社会保障予算を先進国並み、OECD並みというふうに書いてありますけれども、OECDは、例えば一般会計の中に占めるパーセント、あるいはGDPに占めるパーセント、どちらのほうの方がより実態を反映するのかわかりませんが、もしその辺の数字がわかれば教えていただきたいというふうに思います。もちろんこれは受益と給付の関係ですから、本当は税制がどうなっているとか、そういったことも含めて検討しなければいけないとは思いますが、いずれこの数字がわかれば教えていただきたいと思います。

○野原医療推進課総括課長 国のほうでまとめた資料に基づきますと、国民負担率、これは租税負担率と社会保障負担率を合わせたものでございます。こちらにつきましては、2009年度、日本が38.9パーセント、対しまして先進国、イギリスが49.2パーセント、ドイツが52パーセント、フランスが62.4パーセント、スウェーデンが66.2パーセントとなっております。一方、アメリカが34.7パーセント、日本より国民負担率が低いといったような状況でございます。一般的には、いわゆる先進諸国の中では、国民負担率は日本は低いほうというふうに指摘されると理解をしています。

○佐々木博委員 国民負担率はね。予算は。OECD並みにふやせとなっているわけですから。

○野原医療推進課総括課長 古い出典で恐縮でございますが、平成18年度、現在の内容とそんなに変わっていないと思いますが、社会保障給付費89.1兆円でございますが、このうち負担ですが、保険料が56.2兆円、64パーセント、税が31.1兆円、36パーセントという内訳となっております。

○佐々木博委員 これは何パーセントぐらいなの。

○野原医療推進課総括課長 税の負担となりますと、社会保障給付費のうちの36パーセントが税負担という形でございます。

○佐々木博委員 例えば国民1人当たり幾らぐらいとか、何かもう少し具体的にわかるようなものはないですか。なければいいですよ。

○野原医療推進課総括課長 国民1人当たりの医療費という形でちょっと趣旨を変えさせていただければと思いますが、今手元に資料がなくて恐縮なのですが、1人当たりの医療費ですが、私の理解では、1人当たり二十数万円、30万円弱というふうに理解をしてござ

います。一方、高齢者医療費は1人当たり70万円から80万円ぐらいという形で推移をしておると記憶してございます。

○喜多正敏委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○木村幸弘委員 採択でお願いします。

○佐々木博委員 継続。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については、継続という御意見と、採択という御意見がありました。

それでは、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって本請願は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第47号子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 お手元に別途配付しております子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願に係る説明資料をごらんください。資料につきましては、前回からの変更はございませんが、改めて説明をいたします。

この医療費助成制度は、乳幼児に対して適正な医療を確保することにより、その心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図るため実施するものであります。最初に、本県の子どもの医療費助成制度についてでございますが、対象者は出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる就学前の乳幼児を対象としておりますし、所得の制限を設けてございます。

受給者の負担につきましては、入院にあつては1レセプト当たり5,000円まで、外来でございませけれども、入院外にあつては1レセプト当たり1,500円までとなっております。ただし、受給者が3歳児未満である場合、また監護者等が市町村民税非課税者である場合には、受給者負担はございません。

また、給付方法につきましては、償還払い方式をとっておりますが、本県独自の自動償還払いの方式をとっているところでございます。

県の助成であります。市町村が助成した額の2分の1を県が補助しております。平成24年度の当初予算では、県は4億5,100万円余を当初予算に盛り込んでいるところでござ

います。今回の請願に沿って助成を拡大した場合、県費への影響額でございますが、対象者の拡大から受給者負担撤廃まで、これらをすべて実施した場合には、新たに 17 億 9,000 万円が必要となります。

続きまして、2 の県内の市町村の状況についてでございますが、ここに書いております県準拠とは、県の補助金交付要綱どおりの助成を行っている場合をいいますが、独自に対象年齢の拡大や所得制限の緩和、自己負担の軽減を行っている市町村が表のとおりとなっております。また、国における乳幼児に係る医療費の一部負担金の軽減措置でございますが、現在は就学前までの児童の一部負担金を 3 割から 2 割に軽減されているところでございます。

次のページを開いてください。4 の療養給付費等負担金等の減額調整についてでございますけれども、これは現在でも国においては地方単独事業による医療費一部負担金の現物給付化を行った場合には、医療費の増加を助長するおそれがあるということから、国の療養給付費等負担金を減額する仕組みとしているところでございます。

これを受けまして、本県の対応でございますが、市町村と協議を行った上で、平成 7 年以降、現在の償還払いを採用しておりますし、平成 22 年に改めて市町村の意向を確認したところ、やはり現物給付化は慎重に考える必要があるという意見が大勢でございました。また、県といたしましても、このような減額措置を撤廃するよう国に対して要請をしているところでございます。以上です。

○喜多正敏委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○木村幸弘委員 所得制限の関係なのでございますけれども、制限を受けない、所得制限の範囲内にある子育て世帯の県の対象実態と、それからいわゆる制限を加えられる子育て世帯の割合というか、その辺の数字というのはどのくらいになるかわかるでしょうか。

○藤原健康国保課総括課長 実際に所得の制限の対象となる部分でございますけれども、まずは先ほど申しましたが、1 歳から 3 歳までの部分については、すべての方々が無料になりますので所得制限云々ということの対象とはなりません。1 歳から 3 歳まではすべて医療費が無料ということになります。ですので、本県の場合には、3 歳から就学前の乳幼児の部分について所得制限がかかってくるわけですが、その中でも市町村民税が非課税の世帯については 1 歳から 3 歳までと同じように無料になります。所得制限に該当する部分については国の制度ということで、3 割負担が 2 割負担に軽減されるということでございますが、ではその所得制限が全体的に該当になる割合でございますけれども、今のところそこまでの数字は持っていない状況でございます。ただ、実際には所得制限としましては、配偶者及び子供 1 人を扶養している場合の所得制限の限度額が 348 万円というような状況ではございます。

○木村幸弘委員 その所得制限の枠、限度額の関係は、我々の感覚の中で、例えば高額所得者という考え方をどういうふうなラインで見ればいいのかとか、いろいろあると思うのでございますけれども、そういう部分で、所得制限の撤廃の影響額が 3 億 5,000 万円というふう

一応金額的には表示されていますので、ここから算出される対象範囲というか、その割合というのが出てくるのではないかなと思うのですけれども、本県の子育て世代と言われている県民の所得の実態を踏まえたときに、どういうふうな状況で、どんな影響が出ているのか、もう少し参考として示していただければありがたいなというふうに思うのですけれども、難しいですか。

○藤原健康国保課総括課長 一つは、所得制限を課している部分でございますけれども、今木村委員がおっしゃったように、受益者の所得の能力ということも勘案しなければならないというふうに考えてございます。限られた財源の中でサービスを提供するときに、社会的な公平性を担保する上でも、受益者が所得の能力に応じて負担をいただくという部分、これは必要ではないかなということで、このような制限も設けているところでございます。

○木村幸弘委員 私もこの請願については、総論では子育て支援の政策的な取り組みの一つとして重要なことであるというのはよくわかるのですが、いろいろと所得制限という表現になっていますけれども、その関わり方についてはもう少し慎重な検討が必要なのかなというふうなことを私自身は思っております。

ただ、もう一方では、県内の市町村が、例えば対象年齢、所得制限、自己負担の関係で、それぞれの自治体の子育て支援対策を含めた特徴的な政策としての判断もあるのだと思いますけれども、そこに逆に、今御答弁いただいたように、公平性の問題や平等感とか、そういった部分で果たしてどうなのだろうかということも一方では疑問に感じるところがあります。

例えば自治体のこれらの拡充策が独自に取り組まれているところで、いわゆる財政的に余力を持ってこうした政策的な判断から拡充策を講じているところ、それからあるいは自治体として、若い人たちの定住促進や、あるいは子育て支援、その自治体の特異性というか、特色として打ち出しながら人口の流出に歯どめをかけるであるとか、いろんな思惑で考え方のばらつきを逆に生じさせているということも当然考えられるわけですが、そういう点を政策的にこのようにばらつきを生じさせていくこと自体がどうなのかなという部分も含めてですが、県としてはどのように市町村等の制度的な問題について把握をされて、あるいは課題としてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○藤原健康国保課総括課長 医療費助成制度の拡充策が市町村によって今ばらつきがあるというようなお話でございましたけれども、木村委員がおっしゃるとおり、これは個々の市町村において、その実情に応じて医療費助成の政策を独自に判断して展開をしているというふうには認識しております。一方におきましては、県の助成制度、県の補助金交付要綱の助成制度を拡大するということによって、現在拡大をしていない市町村によっては、逆に新たな財政負担をお願いすることにもなる、逆の形でのケースも出てくるというふうに考えております。そういうことから、この制度は創設以来ですけれども、助成対象年齢や所得制限の見直しなどにおいては、県民のニーズとか、事業の実施主体であります市町村の御意見を伺いながら取り組んできたところでもありますし、今後もそういうふうな形

で市町村の意見を聞きながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○木村幸弘委員 継続。

○樋下正信委員 不採択。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

本請願については、継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立多数であります。よって本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて感染制御支援チーム（I C A T）の常設についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○野原医療推進課総括課長 それでは、まず初めに、いわて感染制御支援チームの常設について、お手元に配付してございます資料に基づきまして御報告をさせていただきます。

昨年3月の東日本大震災津波におきましては、全国初の取り組みとして、県と協力して避難所等の感染制御対策に成果を上げました感染制御支援チーム、これはI C A Tと称してございますが、このチームについて、今後の大規模災害等の健康危機管理事案発生に備え、7月12日に常設といたしましたので御報告いたします。

まず、この背景、経緯等についてでございますが、今回の災害につきましては、計画に基づいた感染症対策が県及び市町村のみでは事実上困難な状況であったため、DMA Tなどを参考にしながら、岩手医科大学及び県立病院の感染制御の専門家のアドバイスを受けまして、このI C A Tを設置したものでございます。このI C A Tは、平成23年4月から8月にかけて避難所の巡回、監視や、被災地における感染症の発生動向調査を実施したほか、感染症発生予防、拡大防止などの活動を行ってきたところでございます。こうした活動によりまして、感染症の集団発生などは近県と比べても小規模にとどまるなど、一定の成果を上げたところでございます。今般、岩手県地域防災計画の見直しを踏まえまして、その実効性を担保し、災害時に速やかに機能するように要綱及び要領を制定し、平常時から健康危機管理事案発生に備えることとしたところでございます。

次に、この特徴でございますが、同一の支援チームによる長期的、組織的支援であること、感染症対策の専門家による組織的支援を地域防災計画等に位置づけている例はないこと、いわゆる官民連携による取り組みであることに加えまして、単に感染症発生動向を調査するだけではなく、避難所の巡回、感染症発生予防の指導や感染症発生時の患者隔離等まで実施するということで、各種学会等からも高い評価をいただいたところでございます。

要綱及び要領の概要についてポイントを申し述べますと、組織につきましては岩手医科大学や医療局の推薦に基づき、感染管理に係る各種学会等の認定を受けた医師、看護師等から10人を指名しておりまして、今後適宜メンバーを追加する予定としてございます。活動内容については、被災地の避難所等の巡回による感染症の探知、未然防止、拡大防止、情報提供等を図るものとしてございます。出動につきましては、知事からの要請、被災地の市町村長の要請に加え、自主的出動についても規定しているところでございます。また、訓練についても、平常時の訓練、情報共有、必要な協力等により平時から連携を密にする取り組みを進めることとしております。

以上の取り組みを進めることによりまして、地震、津波等の大規模自然災害のみならず、新型インフルエンザを含む健康危機管理事案も想定し、二重、三重の対策の準備をしていきたいと考えてございます。御報告は以上でございます。

○岡村地域福祉課総括課長 このたび、岩手県福祉コミュニティサポートセンターが開設となりましたので、その概要について御報告させていただきます。

お手元の資料の岩手県福祉コミュニティサポートセンターの設置についてをごらん願います。まず、1の設置の趣旨についてですが、近年の少子高齢化の進展や東日本大震災津波の発生により、要援護者が増加する一方で、福祉サービスの提供や住民相互の支え合い、見守りなど、コミュニティが本来有しておりました福祉的事業が脆弱化していることから、福祉コミュニティの再構築、活性化に向けた地域の取り組みを支援するため、新たに当該センターが設置されたものでございます。

2の設置主体は、岩手県社会福祉協議会であります。県としては設置運営に要する経費の全額を補助し、支援しているものでございます。

3の設置期間についてですが、平成24年7月6日から今年度末までの予定となっております。これは、県補助金の財源としております基金事業の実施期間が平成24年度末までとされていることによるものでございます。基金の延長については、既に国に要望しているところであり、あわせて当該センターの設置期間の延長についても検討を進めることとしていただいております。

4の運営体制でございますが、設置場所は盛岡市三本柳にございますふれあいランド岩手内の岩手県社会福祉協議会内に設置してございます。職員配置は3名で、うち1名は専任職員として7月に新規採用をしております。センター長を含む残り2名については、同協議会の既存の職員が兼任しております。

5の事業費ですが、500万円余でございます。全額県からの補助金で賄っております。専

任職員の人件費及び事務費等に充当されてございます。

最後に、6の活動内容についてでございますが、裏面にイメージ図を掲載してございますので、ごらん願います。地域福祉活動の推進に当たりましては、これらの活動の中心的な役割を担っております地域福祉活動コーディネーター——これは市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会等に配置されている支援職員、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーと称されております。略称をCSWとさせていただきます。本県では、これまで72人を研修等で養成してございます。平成26年度までに160人の育成を目指しているところでございます。

このCSWが民生児童委員や行政福祉関係の職員と支援ネットワークを構築の上、地域の社会資源の活用を調整して、さまざまな住民ニーズにこたえていくことが福祉コミュニティの再構築、活性化につながるものというふうに考えております。こうした観点から、当該センターはCSWの活動が効果的に展開されるよう関係機関とのネットワーク構築の支援、研修による資質向上、先進事例の情報提供等による活動支援などに取り組むこととしております。県といたしましては、当該センターの設置運営支援などを通じて、市町村や社会福祉協議会、福祉関係者と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていくこととしております。報告は以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 まず、いわて感染制御支援チームのほうなのですけれども、私はあれだけの大きな災害がありながら感染症がほとんどなかったというか、少なかったということはすばらしいことだと思っております。本当にああいう劣悪な環境の中、それから季節的なこと、夏も越して、冬も越してということなのですが、大変すばらしかったことではないかなと思っております。なかなか自分たちでは言えないと思っておりますけれども、1の(2)の中に近県と比べても小規模だったというふうな表現がありますけれども、具体的にほかの県ではどうだったのかというふうなことがあれば教えていただきたいですし、県としても感染防止できてよかったみたいな所見があれば、この際お伺いしたいと思っております。

○野原医療推進課総括課長 神崎委員から御指摘いただきましたとおり、今回の大災害に関しましては、避難所での生活は、例えば上水道や下水道の水のほうも制限がされてございました。また、インフルエンザ蔓延時期であること、そしてノロウイルスなどによる感染性胃腸炎など、非常に狭い空間の中に多数の方々が避難しなくてはならないということで、我々も非常に感染を危惧いたしましたし、多くの専門家の方々からも御助言、御支援をいただきました。そういった意味では、大規模な感染がなくてよかった、幸いだったというのが正直なところではございますが、一方で県内関係者の方々のお御努力、またこれまでこの数年間にわたりまして新型インフルエンザに対する対応ということで、市町村でありますとか保健関係者、また住民の皆様方も、こういったようなときに手洗いをしっかりしようとか、マスクをしようとか、そういう感染対策に対するみんなの意識が上がってきたということもあるのではないかと考えております。そういう意味では、普段からの感染対

策をきちっとやっていくことというのが重要ではないかと考えております。また、県内の関係者の方々、そして全国の方々からの多数の御支援もあって、何とか乗り越えられたというふうに理解しております。

他県と比較するというのも、状況が違いますので一概には言えないですが、福島県のほうですと岩手県よりも多い、数千人の大規模な避難所等がありまして、大変苦勞されたのだと思います。他県も、関係者は本当に必死に努力されたと思いますが、幾つか大規模な集団感染というのが報告されてございますので、そういった意味では、本県は、まずは何とか乗り切れたというのが所感でございますし、これに甘えることなく、次の備えというものをきちんとしていきたいということで、今回このような取り組みを進めさせていただいたものでございます。

○**神崎浩之委員** 日本がというか、岩手県が誇ってもいい事案だったのではないかなというふうに思っております。インフルエンザもよろしくお願ひします。

次に、岩手県福祉コミュニティサポートセンターの設置の関係についてでありますけど、福祉コミュニティの再生ということは非常に重要なのですが、なかなか地域福祉活動コーディネーターも苦戦をしていらっしゃる。我々が視察で応急仮設住宅に行って、何人か地域福祉活動コーディネーターの方とお話もしたこともあるのですが、トントンとたたいても出てこないとか、いろんな悩みを言われておりました。そこで、まず現状はどういうふうなことになるのかなということで、72人が今研修を受けているということなのですが、どういう方がやっていたらいいのかということでもあります。必ずしも福祉関係の仕事についていた方ではないということで、どういう方がやっていたらいいのか、それから、どういう活動をなさっているのか、現状ではどういう課題があるのかというのをまずお聞きしたいと思ひます。

○**岡村地域福祉課総括課長** 地域福祉活動コーディネーターのことですが、これは特別な資格があるとか、そういうものではございません。実際は、市町村の職員であるとか、社会福祉協議会とか社会福祉法人等の福祉関係の機関、団体で就労している職員でございます。そういった方たちを対象に、地域でいろんな社会福祉制度があるものは十分に活用する、あるいはないものについては、地域の方の御協力とかを得ながら新しいサービスの仕組みをつくったり、例えばごみ出しであるとか、近所で支え合うことができることについて働きかけるとか、そういうことをやっているわけです。

実は平成21年度からそういう研修を始めまして、平成21年度、平成22年度で30人ぐらい募集して、2年間で72の方が研修を受けられたということでございます。平成23年度は震災対応の影響で、実は研修は実施できないでいました。岩手県社会福祉協議会のほうで研修を実施しておりますけれども、昨年度は事前に研修を受けた方へ、スキルアップの研修は行いました。現在沿岸部のほうに20人ほど、研修を受けた方たち、——1市町村当たり2、3人というくらいでございますが、主に社会福祉協議会の職員、あるいは市町村の地域包括支援センターの職員というふうな状況でございます。順次研修に参加して

もらっているような状況です。このような方たちは、先ほどお話ししましたように、現在ある制度を十分に生かしていくことと、それから地域にないサービスとか、施設とか、そういうことが活用できないで困っている、あるいは既存のサービスを利用しても、買い物であるとか、ごみ出しであるとか、見守りとか、いろんな支援が必要な方について、地域でのそういうサポートができるような活動を、実際被災地であれば、応急仮設住宅のほうで、神崎委員のお話にもありましたように、これまで一緒にお住まいでなかった方たち、社会関係が希薄になっている方たちに、いろんなNPOなども含めたボランティア活動なんかもコーディネートしながら支援に入っている、そういう取り組みをしているところがございます。

課題については、なかなかそういう活動が実際の制度があるわけではないので周知されなくて、どういう立場で支援するのだとか、例えば民間のコーディネーターの方が行けば、市でやっているのだから余計なお世話だと、そういうことを言われたりするという実態もあるようですので、行政向けの研修なんかの場合でもこういう活動について理解を求めながら、十分な活動ができるように支援していきたいというふうに考えているものがございます。

○神崎浩之委員 何回も言っているのですけれども、いろんな職種があり過ぎて、だれに相談していいかわからないというのがあるし、それから、そういう専門機関がたらい回しにしているというのもあるので、うまく活動していただきたいと思うのです。

このセンターは岩手県社会福祉協議会にあるということなのですが、盛岡市に呼んで、ただ座学だけの研修をしても、地域に戻って充実した活動というのはなかなかできないのです。ですから、本来はその地域に出向いて行って、その場の社会資源とか地域の事情なんかも想定した研修とかやっていかないと、ただやりましたというだけで、地域に戻ると全然活動できていないということがよく散見されるわけでありまして。その辺に留意してやっていただきたいのですが、具体的にどういう内容の研修会をやるのか。先ほど先進事例を取り入れながらということなのですが、先進事例とはどういうことなのかということで、これは難しい仕事なのですよね。内容について、だれがどういう研修をしていくのか。そして、地域福祉活動コーディネーターというのは地域で活動している方なのか、それとも地域のお世話役としての調整役なのか、どういう役割を養成、研修、育てていこうとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○岡村地域福祉課総括課長 一つは、お手元の資料の表側のほうの6の活動内容のところ、今想定されている活動を記載してございます。ここで、(2)のところ研修会であったりとか、それから(5)の関係会議等への同席、助言とか、そういうことがございます。

それから、一つは、地域福祉活動コーディネーター全体の養成講習みたいなものはたびたびできないので、盛岡市に来て30人ずつ養成するといったのはそういう形の座学演習方式ですけれども、ただそれだけでは実際に活動の支援はなかなかできませんので、一つは(1)にございますように、民生委員児童委員であるとか、あるいは被災地の生活支援相談員、そういった住民支援をしている方たちへの個別の助言、指導というのは、これは基

本的には盛岡市の岩手県社会福祉協議会に電話とかメールとかでやってもらうわけなのですが、実際は（５）にあるのは、単に県でやる、盛岡市で開催する会議に同席するとかそういうことではなくて、市町村単位でやっているような地域ケア会議であるとか、関係者の協議する場にも出向いていって一緒に話を聞いて、いろいろ助言したりする。県内で制度は基本的には同じでも、使えるサービスは市町村によって、あるいは地域によって、使える活動内容が違ってきますので、そういうことは全体的な状況がわかっている上で指導する。

あとは、先ほど例に出した、地元で住民の中で新しく仕組みをつくるということで、今まで盛んにやられているのは、例えば雪かきであるとか、あるいは西和賀のほうでクロネコヤマトの宅急便を使いながらひとり暮らしの高齢者とか、そういった方たちの状況について連絡をとっていただいたり、そういう地元の商売で物を届ける、地元を回る人たちのいろんな取り組みを支援するとか、そういうきっかけづくりを地域福祉活動コーディネーターの人たちがやり、町内会のリーダーとかそういう形のリーダー養成ではなくて、市町村とか社会福祉協議会とか、きちんとした仕組みの中で、地元を知っている人たちに、そういう個別の業務だけではなくて、そういう幅広い取り組みをしてもらう、地域福祉活動を展開してもらうためのノウハウを身につけてもらう、そういう形の助言、指導をする、そういうセンターというふうに想定されているものであります。

○**神崎浩之委員** 具体的な研修内容を問うたのでありますが、表面的な答えで残念に思っておりますが、最後にこれだけ言いますけれども、何回か例に出しておりますが、一関市には沿岸から、特に宮城県から、気仙沼市、南三陸町から避難されてきた方が来ております。気仙沼市だけで、2,000人ぐらい来ているというような中で、あの方たちは宮城県の人だからというふうなことではなくて、岩手県内に来たくはないのだけれども、やむを得ず県境を越えて来ている方がございます。そういう方こそサポートしていかなければならないというふうに思っているのですが、そういうこともぜひ指導していただきたい、内容に組み込んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺もあわせてお願いします。

○**岡村地域福祉課総括課長** 個別の細かい研修内容はあれですが、今進めているのは災害時に限らず日常のいろんな支援ができるようにということで、地域に生活する方が何にお困りで支援を必要としているかを、いろいろ地域で確認しながら、非常時でも困らない、そういうつながりをきちんとやるような取り組みを進める、そういうことを、そこからニーズを把握して支援につなげるということをやっているのと、それからもう一つは、一関市とか県南を中心に他県の方も応急仮設住宅のほうに来たり、あるいはみなし仮設住宅でという方がいらっしゃるのですけれども、特に一関市ですと、宮城県の気仙沼市のほうは個別の支援をやっているということですが、一関市内にいらっしゃれば、ほかの県民と同じように買い物したり、暮らすわけですので、地元の方、近隣の方だけではなくて、一関市の社会福祉協議会を初め、県内の被災者と同じような支援をするような手だてを始めておりますし、それから宮城県内のNPOとも連携した取り組みを一関市でも今検討してい

るというふうなことは聞いております。県としても、そういう取り組みについては、財政的な支援も含めて、働きかけは県の立場からも行っていきたいというふうに考えています。

○飯澤匡委員 設置の趣旨についてはおおむね理解をしたのですが、細かく入りますけれども、地域福祉活動コーディネーター、こういう名称でないと補助金の指定要件を満たさないという特別なルールみたいなものがあるのでしょうか。といいますのは、どうも裏面の組織図を見ても、行政がつくった組織体の中でやるという意味はわかるのだけれども、実際要は人材の育成であるとか、それから本当にコミュニティが崩壊して、それを支えていくという人材が地域福祉活動コーディネーターというような名称の中で、果たしてそういう地域の方々と密着してできるのかどうかという部分、余りにも行政チックな中で運んでやしないかというような疑問が今生じましたので。例えば地域福祉活動コーディネーターにしても、何か岩手県特有の親しみやすい名前にするであるとか、もう少し地域福祉活動コーディネーターの方々が地域福祉のために誇りを持ってやるような、そういう仕組みをつくるだとか、そういう工夫があってしかるべきだと私は思うのですけれども、あわせてどういうお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○岡村地域福祉課総括課長 地域福祉活動コーディネーターであるとか、コミュニティソーシャルワーカーという言い方は、これは最初に申し上げたように、何か制度があるとかそういうことではないのですが、例えば地域福祉学会とか、そういう研究者レベルで取り組んでいる実践活動とか何かそういう中で、地域の中で、例えば行政であれば地域包括支援センターの中に社会福祉士であるとか、あるいは生活保護であれば生活保護の現業職員、ソーシャルワーカーというような、目的とか業務が特定された名称の職員がいるわけですが、そういう職名にこだわらない、縛られない形で、地域での支援活動を積極的に取り組もうという趣旨での取り組みでございます。

名称は、そういう意味でいうと、岩手オリジナルということは十分、今まで余りそういう発想はなかった部分でございますけれども、例えば知事がI援隊の活動とか何か・・・。

○飯澤匡委員 I援隊は駄目だ。

○岡村地域福祉課総括課長 そういう地域レベルでいろんな活動をする、支える人たちが一定の集団になっていけば、そういう方向づけをしながらということの中でも、特定の名称で活動する人たちということが出るかもしれませんが、これは単なるボランティアとかそういうことではなくて、職を持ちながらその幅を広げて活動するという仕組みで考えていたものでございますので、飯澤委員の御提案も研修の内容とか事業の組み立ての中で参考にさせていただければと思います。

○飯澤匡委員 変な引き出しを引っ張ってしまった。それはやめてください。全然県職員の認知も得ていないのだから、その引き出しはしまってください。それで、地域福祉活動コーディネーターは、本当に行政の仕組みの中で当てはめられた職名のような気がするのです。真に、特に被災地の方々に対してもう少しわかりやすく、そして親しみやすく、社会を構成している人たちが一緒にやっていくのだという部分については、もう少し工夫

が必要ではないかと思うのです。その点について小田島保健福祉部長の答弁をお願いします。

○小田島保健福祉部長 今地域福祉活動コーディネーターという名称を切り口としながら、ありようについてのお話をちょうだいいたしたところでございます。私ども地域福祉という切り口でこういうふうな仕組みの図を描いておりますけれども、この中では、例えば行政ですとか、あるいは自治会、町内会、それからNPO、あるいはボランティア、非常に幅広の活動を集約するというふうなコーディネート役を担う、そういうふうな位置づけに考えておまして、地域福祉活動コーディネーターという名称そのものはこういう名称だとしても、もう少しわかりやすいような、役割について幅広く地域のコミュニティを再構築していくというような役割も当然担うわけありますので、そういうふうな形で、例えば関係部局であれば、政策地域部ですとか、そういうところとも連携しながら幅広の活動ができるような形で展開をしていくということと、その体をあらわすような名称と申しますか、愛称と申しますか、そういうものについても工夫してまいりたいというふうに考えております。

○関根敏伸委員 この際ということで、お聞かせをいただきます。現在民主党政権になって3年になるわけですが、大きな政策の目玉の一つが地域主権改革ということだったわけです。これは地方分権という名前から言われて久しくて、なかなか進んでこないというのがいつの世もそれが現実だろうというふうに思いますが。その中で、ある意味、現実化したものとして地域主権改革一括法というものが2011年に施行されたというふうなことだと思っておりますが、これは今までの国による義務づけとか枠づけを地方の実情に合ったものにおろしていきながら、住民サービスがより地方の実態に合ったものに進んでいくと、こういう趣旨だというふうに思っております。期待を申し上げておるのですが、それがいよいよ施行の中で、来年の3月までにさまざまな地方における条例化の時期に来ているというふうに認識しております。

それで、お伺いしたいわけですが、その義務づけ、枠づけ等々の中に、老人福祉法等に定められる特別養護老人ホームの設置基準であるとか、面積基準であるとか、人員配置基準であるとか、こういったものがある程度地方独自のものになっていくのかなというふうにも期待を申し上げているのですが、一方、国による従うべき基準というのも相当残っているというふうに聞いております。そんな中で、保健福祉部においても、いろんな形で地域主権改革一括法の施行に伴う条例改正等々も控えているというふうに思いますが、今の時点で、この条例改正に伴うさまざまな見直し、地域主権に沿った制度改革等々がどのようになっていくのか、大まかにお知らせいただければと思います。

○浅沼副部長兼保健福祉企画室長 ただいまお尋ねのございました地域主権改革一括法に伴います条例、検討状況でございますが、まず政省令で今まで全国一律に定められたものを条例で定めるということ、施設基準につきまして条例で規定するという流れになってございますが、現在検討しておりますが、条例数は保健福祉部所管条例で20条例を想定して

おります。全県で全庁的には30条例が対象になるという予定でございますが、そのうち保健福祉部所管が20条例です。

国のほうからは考え方の基準が示されてございます。関根委員からもお話のありました従うべき基準、そのほかに標準とする基準、参酌すべき基準、大きく三つございまして、県側にとっての裁量という部分でまいりますと、一番狭いのが従うべき基準、次が標準とする基準、参酌すべき基準というふうに裁量の範囲が大きく変わってまいります。それらに基づきまして、条例の内容について今検討しておりますが、保健福祉部におきまして検討する視点は三つ持っております。一つは、制度、基準を策定するに当たりましては、サービス利用者の方々の利便性の向上という視点が一つ。二つ目が、サービス事業者の事業運営に与える影響、いろいろ変わってまいりますので、事業運営に与える影響。三つ目が、これまでいろんな方々から県に寄せられております個別のいろんな御意見、これらを踏まえて検討していこうということで、今作業を進めているところでございます。

実際に現時点での案ということになります。20条例のうち、独自基準を設けようとしておりますのが5条例、五つございます。残りの15条例につきましては、現在の国の政省令にありますが基準を引き続き条例上の基準としてまいりたいと考えているところでございます。

しからは、その5条例のうちの内容の概括的なものを申し上げますと、一つのものが復興特別区域法に規定してございます内容がございます。対象エリア、対象年限、これが限定されているわけですが、その内容をそのまま条例上、限定をかける形で規定していこうというものが一つ。もう一つは、特別養護老人ホームの居室定員、この内容につきまして独自基準、これまでに県に寄せていただきましたいろんなお声を踏まえまして独自基準を設けていこうという内容としようとしているものでございます。

今後のスケジュール、検討状況でございますが、パブリックコメントにつきましては6月末日までを期限といたしまして実施してまいりました。それら意見を踏まえて、現在案文等詳細を検討しているところでございます。来年の4月1日の施行を目指してございまして、私どもといたしましては、9月定例会へお諮り申し上げまして、審議をいただきたいということで、現在作業を進めているところでございます。以上です。

○関根敏伸委員 ありがとうございます。県の30条例が対象になると予想される中で、20条例が保健福祉部ということですから、非常に大きな作業だというふうに思いますし、保健であるとか医療であるとか、福祉の分野で地域主権改革一括法が施行されることによって、まさに行政サービスの利便性が向上するとか、事業者にとって運営がよりやりやすくなる、これはぜひ御期待申し上げます。そういう意味では、できましたらより早い時期に今の検討状況を、俎上の状況であるとは思いますが、我々も含み、事業者の方を含み、こういった改正を待ち望んでいる待機者等々の方を含み、多いのではないかとというふうに思います。ぜひ早い時期にしかるべきものでお示しをいただくということをぜひ強くお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**浅沼副部長兼保健福祉企画室長** 周知という部分でございますが、まず議員の皆様に対しましては、各部局、複数の部局に多くまたがりますので、法令審査担当部局であります総務部と相談いたしまして、可能な限り早い段階で、案という形でお示しできるような協議をしてまいりたいというふうに考えておりますし、県民の方々にも同じように、可能な限り早い段階で周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○**関根敏伸委員** ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。その中で、こじつけみたいな話で申しわけないのですが、先ほど岩手県福祉コミュニティサポートセンターのことで議論がありました。私も組織図等々を見ておひまして、なるほどなと思ひのですが、飯澤委員等の指摘があつたとおり、行政的な組み立ての中ででき上つてゐるのかなというふうに思つておひます。今回の地域主権一括法が国と地方の関係の中で、よりサービス主体に近いほうに移動していくというような考え方で進められようとしてゐるのであれば、今回の岩手県福祉コミュニティサポートセンターのことについても、県と市町村、より被災地に近い部分での考え方が反映できやすい場所であるとか、方法であるとか、こういったものが組み入れられてしかるべきではないかなというふうに思ひます。あえてこの岩手県福祉コミュニティサポートセンターの本部を県の社会福祉協議会がある盛岡市に持つ必要もないのではないかなと、こんなふうにも考えておひます。名称も含め、本部というのか、トップにあるセンターをあえて盛岡市に持つてこずに、被災地に近いところで現実に活動してゐる方々がいっぱいいらっしゃるわけですから、その方々をまさにこれからいろんな形で、より有機的に、より多様な活動ができるように支援をしていきたいというふうなことであれば、そういった観点についての考え方であるとか、名称であるとか、こういったものもあつてしかるべきなのかなと見ておつたのです。所感があればちよつとお聞かせいただければと思ひます。

○**小田島保健福祉部長** 関根委員の御提言は、まさにそのとおりだと理解いたしておひます。その上で、この岩手県社会福祉協議会の中にこういう形で置いたというのは、他の社会福祉協議会の中でのいろんな連携をとりつつ、被災地での活動ですとか、あるいは支援について、地域福祉活動コーディネーターという名称についてはまた別に検討することにいたしましても、そういう方々に対して研修を行つたり、あるいは実際に行つてゐるようなアドバイスをしたり相談を受けたりするという、そういう活動を考えてございます。そういうことで、岩手県社会福祉協議会の中にセンター組織を置いたわけでありまふけれども、やはり被災地等々できちんと支援をするという考え方については、十分活動を行う中で、より身近なところの活動がしやすいような、そういう仕組みについては、これから進める中でさまざまに検討していきたいというふうに考えておひます。

○**喜多正敏委員長** ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**喜多正敏委員長** ほかになければ、先ほど関根委員、飯澤委員から申し出のありました医療従事者関係等の資料はいつごろ御提供いただけるのでしょうか。

○野原医療推進課総括課長 中身につきましては、我々がすべてを把握できていない部分、これは国の資料等、また労働サイドからいただかなければならない資料がございますので、少しお時間をちょうだいしなければならない点があるかと思ひますし、詳細な部分、公的などところからとれない部分もあるかと思ひますので、少しお時間をいただければと思ひます。

○喜多正敏委員長 それでは、可及的速やかにとひいうことでよろしいですか。そのようにお願ひをしたと思ひます。

ほかになれば、以上をもつて保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

各委員に御相談がございます。午前中に採択と決定いたしました受理番号第37号の請願につきましても、国に対し意見書の提出を求めるものであります。請願項目のうち1につきましても、原子力発電から代替エネルギー施策の推進を求めるものとなっておりますが、さきの2月定例会において、3月21日の本会議各会派共同提案により、再生可能エネルギーの導入・普及促進に向けてのさらなる制度の拡充や法的規制等の見直しを求める意見書が提出され、議決されております。参考までに、さきの2月定例会において、3月21日の本会議で議決されました意見書を配付いたしますので、ごらんいただきたいと思ひます。

〔意見書配付〕

○喜多正敏委員長 当職といたしましては、さきの2月定例会において、3月21日の本会議で議決されました意見書に、先ほど採択と決定された請願事項の趣旨が含まれておりますことから、当環境福祉委員会としては、次の定例会において意見書の発議は行わないこととしたいと思ひます。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

次に、9月4日に予定しております閉会中の常任委員会についてであります。今回継続審査となりました請願4件の審査及び岩手県立療育センターについて、お手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。委員会室で開会后、バスで現地に向かいますので、あらかじめ御了承願ひします。

また、継続審査となりました請願陳情4件の審査につきましては、現地調査後に当委員会室で開催したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。